

(新大阪駅営業二科を基準人員に入れる) 申し入れに対する会社回答

**「営業二科の業務は
本体でやるべき業務ではないから
要員外である」**

新大阪駅営業二科は、案内所と車椅子等を担当していますが、新大阪駅の基準人員に入っています。営業二科は、10年前に予約センターの廃止に伴う余剰人員対策として発足し、新大阪駅の基準人員に入れませんでした。しかし、発足から10年以上経つにもかかわらず、未だに基準人員に入っています。

私たちは営業二科を基準人員に入れるように、これまで機会あるごとに粘り強く申し入れを行ってきました。しかし、会社は10年間にわたり申し入れを拒否しています。

**案内所や車椅子は本体でやるべき業務ではないのか！
営業二科社員とお身体のご不自由なお客様に対する
差別的発言ではないか！**

12月26日、新幹線関西地本は「新大阪駅営業二科を基準人員に入ること」などの申し入れに対する関西支社との業務委員会を開催しました。

会社は「現行通りとする」と従来通りの回答をしました。ところが、業務委員会において「要員外とする理由」を問うたところ、会社は「本体でやるべき業務ではない」と、これまで聞くことがなかった驚くべき発言をしました。

会社の「本体でやるべき業務ではない」という発言は、本体でやるべき業務ではない業務を担当している営業二科社員に対する差別的な発言です。さらには、車椅子などお身体のご不自由なお客様の対応は本体でやるべき業務ではないと受け止められ、お身体のご不自由なお客様に対する差別的な発言にもなります。

会社は、差別的発言を撤回し、営業二科を基準人員に含めて車椅子等の業務を本体で担当すべきです。